## 家計に安心 入院保険



長期医療保険

# 変わらない保険料

ご契約時の保険料が満期日まで 変わりません。

※保障内容の変更等により保険料が 変更になる場合があります。

# 短期入院もしっかり保障

連続2日以上の入院を 保障します。

※入院日数が2日・3日の場合でも、 4日分の給付金をお支払いします

# 80歳まで保障

病気やケガによる入院を最長81歳の 満期日まで保障します。

> ※満期日は、満81歳の年単位の 契約応当日の前日です

# 人院証明書費用の一部補助

所定の入院証明書(原本に限る) を使用した場合、1入院期間につき 3,000円を限度にその実費 額をお支払いします。

### 加入口数

保障内容

入院給付金のお支払い限度は、 1回の入院で60日分、 加入当初5年間で400日分です。

# ケガ入院

入院給付金のお支払い限度は、 1回の入院で60日分、 加入当初5年間で400日分です。

※新規加入できる年齢は、 0歳から満65歳までの方となります。 **10**<sub>□</sub>

日額 1,000<sub>P</sub>

日額

5,000<sub>F</sub>

**10,000**<sub>Pl</sub>

1,000<sub>m</sub> 5,000<sub>m</sub> 10,000<sub>m</sub>

1口~10口の範囲内で加入口数を選択いただけます

例えば、46才 の方が、 10日加入の場合 保険料

月々 4,900円 (10口×490円)

ケガで連続2日の入院を 給付金してしまった・・・。

5月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

入院給付金日額の 4日分をお支払い

入院日 退院日

10 000円 × 4日 = 40 000円

※10,000円×2日=20,000円ではなく⇒2日でも4日分

### 健康状態についての質問事項

- 1. 申込日現在、病気やケガのため入院または休業(休養)していますか。
- 2. 申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、入院または休業(休養)や手術をすすめられていますか。
- 3. 申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して7日以上の入院または休業(休養)をしたことがありますか。
- 4. 申込日以前の2年間に、次の病気で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。 ①悪性新生物 ②糖尿病 ③統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 ④白内障 ⑤高血圧性疾患(高 血圧、高血圧性心腎疾患など)⑥虚血性心疾患(狭心症、急性心筋梗塞など)⑦脳血管疾患(くも膜下出血、 脳内出血、脳梗塞など)

### 【月払保険料】 1口あたり 入院保障日額1,000円

0~9歳	契約 年齢 (歳) 0 1 2 3 4	月払 保険料 (円) 209 212 214 217 220	10 { 19 歳	契約 年歳 10 11 12 13 14	月払 保険料 (円) 240 244 249 254 259	20 ~ 29 歳	契約 年齢 (歳) 20 21 22 23 24	月払 保険料 (円) 290 296 302 307 313	30 39 歳	契約 年歳 30 31 32 33 34	月払 保険料 (円) 348 354 361 368 375	40 ~ 49 歳	契約 年齢 (歳) 40 41 42 43 44	月払 保険料 (円) 425 435 444 455 466	50 ~ 59 歳	契約 年歳 50 51 53 54	月払 保険料 (円) 541 556 570 585 600	60 ~ 65 歳	契約 年歳 60 63 64	月払 保険料 (円) 705 727 747 769 794
	4	220		14	259		24	313		34	375		44	466		54	600		64	794
	5 6	223 227		15 16	264 269		25 26	319 325		35 36	383 391		45 46	477 490		55 56	618 636	l	65	821
	7 8	230 233		17 18	274 279		27 28	331 336		37 38	399 407		47 48	501 514		57 58	651 668			
	9	237		19	285		29	342		39	416		49	527		59	686			

契約年齢は、契約日(保障を開始する日)における加入者(被保険者)の満年齢です。

# お申込みをされる皆様へ

別紙の「ご契約の手引き(契約概要・注意喚起情報)」では、ご契約についての大切な事柄を ご説明しておりますので、必ずお読みください。

記載事項の例

●給付金をお支払いする場合●給付金をお支払いできない場合●クーリングオフについて●契約の解約・無効等について●加入手続きについて

## 保険契約者の範囲

保険契約の契約日において、岩手県内に就業または居住し、年 齢が満15歳以上の方です。保険契約者は、給付金の受取人とな ります。

### 加入できる方(被保険者となれる方)

次のいずれにも該当する方が、「タスかるじゃ」の被保険者とな ることができます。

契約日において、満65歳以下の方 契約日において、次のいずれかに該当する方 ア.保険契約者

- イ、保険契約者の配偶者(内縁関係にある者を含む)
- ウ.保険契約者と生計を一にする保険契約者の子、父母、 孫、祖父母、兄弟姉妹
- エ.保険契約者と生計を一にする保険契約者の配偶者の 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

契約日において、健康告知に該当しない方 申込みの日から契約日の前日までの間に健康告知に該 当することとなった場合は、契約はお引受けできません。

#### 保険期間と契約の終了

- 1. 保険期間は契約日から満81歳の年単位の契約応当日の 前日までの期間となります。
- 2.加入者が死亡したときは、契約は終了します。
- 3.契約者は、いつでも契約を解除できます。

契約を解約した場合には、解約返戻金をお支払いします。 加入時年齢や経過年数によっては、解約返戻金がない 場合があります。

#### 契約の開始

1. 共済会が保険契約の申込を承諾した場合は、第1回保険料 相当額の払込日の翌月1日から保障を開始します 保険料は、毎月26日に指定口座から振替となります。

### ご契約のお引受けについて

- 1 お申込みにあたっては、医師による診断書は必要ありません。 申込書にご健康状態をご記入いただくだけです
- 2 お申込みをいただいた場合であっても、契約をお引受けでき ない場合があります。

### 給付金をお支払いできない場合

(基本入院給付金を支払わない場合)

- 1.被保険者が次のいずれかにより基本入院給付金の支払理 由に該当したときは、基本入院給付金を支払いません。
  - (1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
  - (2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為
  - (3) 被保険者の自殺行為または私闘
  - (4) 被保険者の精神作用物質依存症候群、統合失調症、 統合失調症型障害、人格障害、知的障害を原因とする もの
  - (5) 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた 先天性の異常(発育の異常、発育不全を含む)を原因と するもの
  - (6) 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とする もの、正常分娩によるもの
  - (7) 被保険者の精神作用物質の使用、統合失調症、統合失 調症型障害、人格障害を原因とする事故
  - (8) 被保険者の泥酔を原因とする事故
  - (9) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転ま たは操縦をしている間に生じた事故
  - (10)被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦 をしている間に生じた事故
  - (11)原因の如何を問わず、頸部症候群(むちうち症、頸椎 捻挫など)または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のない もの
- 2.次のいずれかの職業に従事する者が、その職業の就業中 に発生した保険事故については給付金を支払いません。
  - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、 テストドライバー、その他これらに類する職業
  - (2) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
  - (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事する者

般財団法人 ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ TEL.019-652-3195(代) • FAX.019-654-7262 http://www.happiness.or.jp

00**0120**-4